

## 太田市休日保育実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等において、保育に欠ける児童の保育（以下「休日保育」という。）を実施することにより、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### (保育時間及び保育対象児童)

第2条 休日保育の保育時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

2 休日保育の対象となる児童は、次に掲げる児童であつて、市長が特に保護者の就労形態等やむを得ない事情のため休日保育を実施する必要があると認めた児童とする。

(1) 太田市内に居住し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、太田市内の法第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業（居宅訪問型保育を行う事業を除く。以下「地域型保育事業」という。）を利用している児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する児童に限る。）

(2) 太田市外に居住し、法第24条の規定に基づき、太田市内の保育所、認定こども園又は地域型保育事業を利用している児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する児童に限る。）であつて、前号に規定する児童の休日保育に影響を及ぼさないもの

### (実施保育所及び実施方法)

第3条 休日保育を実施する保育所（以下「休日保育実施保育所」という。）は、あらかじめ市長が指定するものとする。

2 休日保育実施保育所が民間保育所の場合にあつては、市長が委託し、実施するものとする。

3 休日保育実施保育所は、休日保育の実施に当たり2人以上の担当保育士を配置し、児童に給食を提供するときは、調理員1人以上を配置しなければならない。

4 休日保育実施保育所の施設設備は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条に定めるものでなければならない。

### (利用申請及び承認)

第4条 休日保育を希望する児童の保護者は、各年度ごとに、休日保育利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを速やかに審査し、休日保育を必要と認めたときは、休日保育利用承認書（様式第2号）を保護者及びその児童の休日保育実施保育所の施設長に交付するものとし、休日保育が必要

でない」と認めた場合は、休日保育利用不承認書（様式第3号）を保護者に交付するものとする。

（緊急利用）

第5条 前条の規定にかかわらず、特に緊急性を要する場合は、休日保育実施保育所の施設長が保護者からその理由を聴取の上、休日保育が必要と認めたときは、休日保育を受けることができるものとする。この場合において、保護者は、休日保育実施後速やかに前条第1項の手続をとらなければならない。

（利用の辞退）

第6条 保護者は、児童の休日保育の必要性がなくなった場合、原則として休日保育を受ける日の3日前までに、休日保育利用辞退届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（利用の解除）

第7条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、児童の休日保育の利用を解除することができる。

- (1) 休日保育実施児童としての要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続により、利用の承認を受けた場合
- (3) その他やむを得ない事情により利用を継続することが困難と認められる場合

2 市長は、前条の届出があった場合又は前項に規定する児童の休日保育の承認を取り消す場合は、休日保育利用解除通知書（様式第5号）を、保護者及び休日保育実施保育所の施設長に交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市休日保育実施要綱（平成10年11月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。